

出勤者数の削減に関する取組内容の公表について

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員（職員の100%） ※ただし、研修生、休業等取得者は除く	出勤者削減率 18% （5月1日～5月31日）

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none">・ 在宅勤務用のPCやWi-Fiルータの貸与・ テレワーク用のリモートアクセスシステム導入・ テレワーク時に使用できる業務用電話の導入・ Web会議システムの導入・ 委員会、打合せ等のオンライン開催の推奨

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none">・ 有給休暇の取得奨励・ 時差出勤制度の拡充及び制度活用を奨励